

## 2019年度 第1回理事会

### 議事報告書

1. 日時 2019年6月6日(木) 13時30分～16時30分
2. 場所 JAPAN・SPORT・OLYMPIC・SQUARE 3階 会議室1
3. 出席者 出席理事17名、出席監事3名  
会長(議長) 高橋 義博(神奈川)  
副会長 不老 安正(福岡)、丸石 博(島根)  
専務理事 及川 悦郎(本部) \*強化委員長  
常務理事 佐藤 和夫(秋田) \*競技委員長  
常務理事 中園 功一(鹿児島) \*審査委員長  
常務理事 増田 正起(静岡) \*総務委員長  
理事 坂井 則寿(北海道)、渡辺 久雄(栃木)、  
本戸 歳知(埼玉)、菊本 哲也(東京)、  
柏木 孝則(三重)、瀧根 隆幸(富山)、  
森 秀樹(滋賀)、井出 益弘(和歌山)、  
清水 光一(広島)、夏樹 陽子(芸文)、  
  
監事 江野澤吉克(千葉)、安田 岸雄(愛媛)、  
相馬 正(青森)  
  
\*欠席者 三浦 正義副会長(秋田)、細川 準次理事(香川)
4. 陪席 理事待遇 佐藤 堅司(北海道)  
監事待遇 藤沼 弘文(岩手)  
事務局長 大江 直之
5. 理事会定足数確認  
本理事会の定足数について、理事総数19名うち17名の出席となり、定款第43条の規定により過半数以上の理事が出席しているため成立したことを事務局長より報告。
6. 議長挨拶及び議事録署名人確認  
事務局長より、定款第42条に基づき高橋義博会長が本理事会の議長を務める旨説明し、高橋議長より、本理事会の議事の経過を議事録とし議事録署名人については、定款第47条に基づき、議長と出席監事3名(江

野澤氏・安田氏・相馬氏)となる旨説明。

また、審議に先立ち、高橋議長より出席理事各位に対し、挨拶と議事進行に際しての協力依頼があった。

#### 7. 3R 宣言唱和

増田総務委員長より、平成 28 年度定時社員総会において承認された 3R 宣言 8 項目を唱和。

#### 8. 表 彰

高橋議長より、数々の ISSF ワールドカップヘレフェリーとして参加し、WC メキシコ大会ではファイナル戦のレフェリーを務めた柏木理事、複数の国際大会ヘジュリーとして参加された加藤衛氏、本部公式大会の実施にあたり尽力いただいた佐藤競技委員長、渡辺副委員長に対し、感謝状と記念品が贈呈された。

なお、加藤衛氏については強化委員会による予選会実施中のため、本日出席することができず、後日、本部事務局より感謝状と記念品を郵送することを報告。

また、今後、当協会の強化選手へご支援いただいている企業を表彰したい旨、高橋議長より提案し、これを了承。

#### 9. 報告事項

##### (1) スポーツ団体ガバナンスコードについて

事務局長より次の通り説明し、了承された。

本日の配布資料は、去る 4 月 25 日、日本スポーツ協会主催によるガバナンスコード説明会の際に配布された資料と同一である。

以後、配布資料に添ってガバナンスコードの主旨・仕組み・役割に続き、ガバナンスコードに明記された原則 13 項目を説明。

また、原則 13 では地方組織等に対するガバナンス・コンプライアンスに関する指導・助言、支援を行うことが明記されており、理事会が現在行っている加盟団体に対する評価基準をいち早く手掛けたことは、日本スポーツ協会より好評を得ている。

##### (2) 夏季本部公式大会①(愛知)について

佐藤競技委員長より次の通り説明し、了承された。

去る 6 月 1 日から 2 日まで愛知県総合射撃場で開催された標記大会について、トラップ A40 名・B44 名・C6 名、スキート 24 名(クラスなし)、計 114 名の選手が参加、トラップは 90 名 16 組となったが審判員他競技

役員が、適確且つスムーズに運営したことで大きな支障なく終了することができた。

晴れ時々曇りで射撃に適した気候だったが、選手のスコアは今一つだった。練習不足なのか、原因はわからないが課題の一つと考えている。

議長から補足説明。

ファイナル戦を視察したが、地元愛知県協会中根会長の配慮でファイナル戦前にアトラクションを提供いただいた。競技委員長の報告通り、ファイナル戦の進行もスムーズで早く、競技役員はテキパキと業務を遂行していたことを評価したい。

### (3) その他

招集通知へ、ワールドカップ UAE 大会、ワールドカップ中国大会、春季本部公式兼茨城国体リハ大会（茨城）の成績を添付送付したが、理事・監事より特に質疑は無かった。

## 10. 審議事項

### (1) 本部事務局の移転について

議長より議案について、事務局長へ説明を求めた。

事務局長より次の通り議案説明。

既に理事・監事各位も周知の通り、去る5月26日～28日を使い本部事務局の移転作業を行った。当協会は一般社団法人格で法人登記をしているため、主たる住所が登記事項に該当する。東京都渋谷区神南から東京都新宿区霞ヶ丘町に住所が変更となるため、法人の登記も変えなければならず、理事会の決定をもって変更した旨を法務局に届出なければならぬため、本理事会の議題に上げさせてもらった。

なお、移転日については理事会決議の日とするのが概ね他団体の現状であるため、本理事会で承認されれば、移転日は6月6日ということで法務局に申請したい。

質疑後、議長が議場に諮り、本部事務局の移転が承認され、移転日は6月6日で移転登記を行うこととなった。

### (2) 2018年度事業報告案について

議長より議案について、事務局長へ説明を求めた。

事務局長より事業報告案の総評を朗読、続いて項目毎の事業内容を配布資料に添って説明。

続いて監事からの業務監査報告書を説明。監事方々より次の3項目について、指摘があった旨を報告説明。

#### 業務監査報告書による指摘事項

- 1 JCSA ルールのクレーセット（飛距離等）を変更し、2018年度4月より実施されていますが、地方協会関係者や選手の認識が十分に行き届いていないように思われます。  
理事会や競技委員会の方針を、今後更に丁寧に説明する取組みを要望します。
- 2 今期の決算額は強化事業で大きな違算が生じております。  
各事業終了時に当初予算との比較検証を行い、必要があれば補正予算を編成するなど、決算時に大きな違算が生じない取組みを要望します。
- 3 会員数が昨年度と比較し、増加に転じています。理事会において様々な取組みを行った成果であると高く評価しています。

質疑後、議長が議場に諮り、2018年度事業報告案が承認され、理事会案として総会へ上程することを申し合せた。

#### (3) 2018年度収支決算案について

議長より議案について、事務局長へ説明を求めた。

事務局長より次の通り説明。

予算対比にて大きな違算が生じた部分とその要因について説明。

特筆すべきは、JOC事業が5,284万円の予算に対し7,684万円で決算となった。

2,400万円の違算が生じているが、このうち派遣費用自己負担の選手分も含んでいるため、これを差し引いても1,300万円の赤字。

JSC事業のジュニア発掘事業についても1,440万円の予算に対し2,000万円の決算、560万円の赤字となった。

全体の収支としては、経常収益242,116,015円に対し経常費用が257,086,524円、これに法人税・住民税・事業税を合算し、16,948,009円の正味財産減少、つまり1,690万円の赤字決算となった。

議長より次の通り補足説明。

本理事会前に常務理事会を開き、江野澤監事にも陪席いただいた。出してしまった赤字は、今後数年掛けて治療して行かなければならないが、

この赤字発生原因は、《競技・審査・強化・総務》4つの委員会が、予算執行状況の手続きを踏まないことに起因している。

特に赤字決算の要因となった強化委員会には、ありのままを報告いただき、総務委員長と事務局長で原因究明とその是正策を起案し、監事へ報告書を提出する。

定款上、業務監査権限を持つ監事から報告書に関する意見をいただき、次回理事会にて報告することとしたい。

決算にあたり監事監査報告について、監事を代表し相馬監事より説明。

質疑後、議長が議場に諮り、2018年度収支決算案が承認され、理事会案として総会へ上程することを申し合せた。

また、総務委員長・事務局長で強化委員会担当役職員より聞き取り調査を行い、赤字発生の原因追及とその是正策を起案し、監事へ報告書を提出すること、業務監査権限を持つ監事より報告書に対する意見書を提出いただき、理事会へ提出するという議長提案も、併せて了承された。

#### (4) 本部事務局と各委員会の報告・確認について

議長より、先の議案で決定した監事からの意見書提出後に審議したいため、本案件については継続審議とし、次回以降の理事会で改めて審議したい旨議場に説明し、これを了承。

#### (5) その他

##### ◇正会員の変更について

議長より議案について、事務局長へ説明を求めた。

事務局長より次の通り説明。

現在 6 県協会より本部へ正会員届が提出されている。

1	群馬県	山崎	義哉	⇒	平塚	重治
2	石川県	長谷川	正一	⇒	白坂	政治
3	香川県	細川	準次	⇒	河野	勝
4	徳島県	松本	稔彦	⇒	山内	照明
5	高知県	小松	理亨	⇒	滝石	一彦
6	宮崎県	松田	洋介	⇒	森	英樹
7	広島県	清水	光一	⇒	橋本	秀則

定款第 10 条第 2 項では、正会員になる者は本部登録会員であること、所属する加盟団体の代表者として当該団体の機関決定を経ていること、という 2 つの条件が明記されているが、このうち、機関決定を経た証と

して添付を義務付けしている議事録コピーは、宮崎県以外は全て添付されていない。

今月末には定時社員総会を控えているため、次の対応で宜しいか確認したい。

- ◇宮崎県協会の正会員変更は本理事会で承認いただき、残りの県協会については、不足している議事録コピーの送付をもって正会員変更を認めることを総務委員長へ一任いただく。
- ◇定時社員総会の招集通知発送日までに議事録コピーが届かなかった県協会は、未だ正会員変更届が本部理事会で承認されていないため、当該県協会へ招集通知を発送する。
- ◇当該県協会では、旧正会員が出席することになるが、新正会員が旧正会員の委任状を持って代理出席することは定款上可能となっている。どちらが出席するかは当該県協会の判断に委ねる。

議長より次の通り提案あり。

一般社団法人への移行に伴って、本部役員の任期は年度末では無く6月末の定時社員総会終結までとなった。これまでも地方協会の役員人事が揉めて、任期途中で正会員が変更し、当該正会員が本部理事に就任していたため、本部運営に支障が出た経緯がある。

当該理事・正会員が任期途中で亡くなった、又は退会したなど止むを得ない場合を除き、原則、任期途中の正会員変更は認めるべきではない。

また、入会・退会規定では「理事会又は理事会が委任した資格審査委員会が正会員としての入会の可否を決定する」と規定されているが、『可否』ということは否決もできると解釈していいのか。

江野澤・相馬監事より意見。

地方があるから本部があるという考え方で言えば、地方の意見を優先すべきだろう。しかしながら、定時社員総会において、正会員から選ばれた者をブロック理事へ委嘱することを考えれば、その理事の任期は尊重すべきあり、地方協会人事の変更は、本部役員の任期と併せ行うことが原則と考える。

そうしなければ、本部の機関決定や事業遂行に影響を及ぼす。影響を及ぼさないよう、地方協会の役員人事も本部役員の任期と同調するのが正解だろう。

また、地方協会から上がってきた人事変更を、相当な理由もなく本部理事会で否決することはあってはならない。

増田委員長より説明。

議論が錯綜（さくそう）しているので整理したい。

まず1つ目、正会員変更については、定款等で定めた書類に不備があれば保留とせざるを得ない。冒頭の事務局長の議案説明は、保留とした場合の正会員変更手続きの総会招集通知発送や代理出席に関する扱いの提案を含んだ説明。

2つ目は任期の問題である。

止むを得ない事由を除き、任期途中の正会員変更は、本部の機関決定や事業遂行に影響を及ぼすから、任期途中の正会員変更は、原則、認めない。

3つ目は、監事方々のご意見通り、相当な理由無く、地方協会やブロックから上がってきた人事を認めないというのは、これも原則、行わない。

丸石副会長より意見。

規則を変更修正し、正会員に就任するにあたり、予め欠格事項を明文化することを提案したい。正会員を認めない理由はそこで解釈・説明できる。

質疑応答後、議長が議場に諮り、正会員の変更については、冒頭の事務局長説明及び総務委員長の説明通り承認された。

また、議長より、時折、非常識なことが地方協会内では起こり得るので、ガバナンスコードの関連もあるため、顧問弁護士へ相談しアイデアを求めたい旨を説明。

議長より、以上で報告事項、議案審議の総てが終了したことを告げ、出席各位への慎重審議に対して謝辞があり、閉会を宣した。

また、事務局長より、去る2019年5月13日を持って職員照井基が退職したことが報告され、後任として坂本強を採用することになった報告と紹介があった。

なお、次回の理事会は2019年7月23日に行うことを確認した。

16時30分 閉 会